

滋賀県イメージキャラクター使用取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、滋賀県（以下「県」という。）のイメージキャラクターである「うおーたん」、「キャッフィー」および「チャッフィー」（以下「イメージキャラクター」という。）の適正な使用を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

（使用届出等）

第2条 イメージキャラクターを使用する場合は、あらかじめ「滋賀県イメージキャラクター使用届出書（別記様式）」を知事公室広報課長（以下「広報課長」という。）に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、別紙に掲げるイメージキャラクターの図柄を変更、改変することなく使用する場合はこの限りでない。

- (1) 県内の地方公共団体が使用する場合
- (2) 県内の地方公共団体が構成員となる団体、または、県内の地方公共団体が事務局を所管する団体が使用する場合
- (3) 報道機関が報道の目的で使用する場合
- (4) その他広報課長が適当と認めた場合

2 広報課長は、イメージキャラクターの使用が次の各号いずれかに該当する場合、使用の中止を求めるものとする。

- (1) 県の信用または品位を害すると認められる場合
- (2) 消費者や利用者の利益を害すると認められる場合
- (3) 特定の政治、思想または宗教等の活動に関するものと認められる場合
- (4) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れがあると認められる場合
- (5) その他、広報課長が不適切であると判断した場合

（使用料）

第3条 イメージキャラクターの使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第4条 イメージキャラクターを使用する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められた色、形式などを正しく使用すること。ただし、単色での使用は除く。
- (2) キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。
- (3) 原則として、イメージキャラクターに近接して「滋賀県イメージキャラクターうおーたん（キャッフィーまたはチャッフィー）」と表記すること。
- (4) 第2条第2項第1号から第4号までに該当しないこと。

（届出内容の変更）

第5条 イメージキャラクターの使用を届け出た後、内容について変更しようとするときは、改めて変更後の使用について「滋賀県イメージキャラクター使用届出書（別記様式）」を提出しなければならない。

式)」を広報課長に提出しなければならない。ただし、使用予定期間など、軽微な変更についてはこの限りでない。

(責任の制限)

第6条 イメージキャラクターの使用を届け出た者がイメージキャラクターの使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、県は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、イメージキャラクターの使用に関して必要な事項は、広報課長が別に定める。

付則

この要領は、平成21年3月5日から施行する。

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年10月31日から施行する。

この要領は、令和3年1月20日から施行する。

1 この要領は、令和4年1月1日から施行する。

2 改正前の要領に定める様式により滋賀県イメージキャラクター使用申請書の提出があった場合は、改正後の要領第2条に定める滋賀県イメージキャラクター使用届出書の提出があったものとみなす。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。